五の六　法第四十一条第四号の制動装置のうちブレーキアシストシステム（緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置をいう。以下同じ。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

第五条第一項の表第三号の八中「第二条第三号の九」に改め、同号を第三号の九とし、同表第三号の七中「第二条第三号の七」を「第二条第三号の八」に改め、同号を第三号の八とし、同表第三号の六中「第二条第三号の六」を「第二条第三号の七」に改め、同号を第三号の七とし、同表第三号の五中「第二条第三号の五」を「第二条第三号の六」に改め、同表第三号の四中「第二条第三号の四」を「第二条第三号の五」に改め、同号を第三号の五とし、同表中

三の二　第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第百四十二号
三の三　第二条第三号の三の応急用予備走行装置	第六十四号第三改訂版
三の四　第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第百四十一号

を

三の二　第二条第三号の二の応急用予備走行装置	第六十四号第二改訂版
三の三　第二条第三号の三のタイヤ空気圧監視装置	

に改め、同表第五号及び第五号の二中「第十三H号」を「第十三H号改訂版」に改め、同表第五号の十五中「第二条第五号の十五」を「第二条第五号の十七」に改め、同号を第五号の十七とし、同表第五号の十四中「第二条第五号の十四」を「第二条第五号の十六」に改め、同号を第五号の十六とし、同表第五号の十三及び第五号の十二中「第二条第五号の十三」を「第二条第五号の十五」に、「第二条第五号の十二」を「第二条第五号の十四」に、「第百三十七号」を「第百三十七号改訂版」に改め、第五号の十三を第五号の十五とし、第五号の十二を第五号の十四とし、同表第五号の十一中「第二条第五号の十一」を「第二条第五号の十三」に改め、同号を第五号の十三とし、同表第五号の十中「第二条第五号の十」を「第二条第五号の十二」に改め、同号を第五号の十二とし、同表第五号の九中「第二条第五号の九」を「第二条第五号の十一」に改め、同号を第五号の十一とし、同表第五号の八中「第二条第五号の八」を「第二条第五号の十」に改め、同号を第五号の十とし、同表第五号の七中「第二条第五号の七」を「第二条第五号の九」に改め、同号を第五号の九とし、同表第五号の六中「第二条第五号の六」を「第二条第五号の八」に改め、同号を第五号の八とし、同表第五号の五中「第二条第五号の五」を「第二条第五号の七」に改め、同号を第五号の七とし、同表第五号の四の次に次の二号を加える。

五の五　第二条第五号の五の横滑り防止装置	第百四十号
五の六　第二条第五号の六のブレーキアシストシステム	第百三十九号

第五条第一項の表第十四号の二中「第百二十九号」を「第百二十九号改訂版」に改め、同条第二項を削る。

第八条第一項の表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定製作者等	第四条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる書面の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定装置の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定装置が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく

第八条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第三号様式中「第二条第三号の八」を「第二条第三号の九」に、「第二条第三号の七」を「第二条第三号の八」に、「第二条第三号の六」を「第二条第三号の七」に、「第二条第三号の五」を「第二条第三号の六」に、「第二条第三号の四」を「第二条第三号の五」に、「第二条第三号の三」を「第二条第三号の四」に、

第二条第三号の二の応急用予備走行装置
第二条第三号の三の空気入ゴムタイヤ
第二条第三号の三の応急用予備走行装置

を

第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ
第二条第三号の三の応急用予備走行装置

に、「第二条第五号の十五」を「第二条第五号の十七」に、「第二条第五号の十四」を「第二条第五号の十六」に、「第二条第五号の十三」を「第二条第五号の十五」に、「第二条第五号の十二」を「第二条第五号の十四」に、「第二条第五号の十」を「第二条第五号の十二」に、「第二条第五号の九」を「第二条第五号の十一」に、「第二条第五号の八」を「第二条第五号の十」に、「第二条第五号の七」を「第二条第五号の九」に、「第二条第五号の六」を「第二条第五号の八」に、「第二条第五号の五の横滑り防止装置」を

第二条第五号の五の横滑り防止装置
第二条第五号の六のブレーキアシストシステム
第二条第五号の七の燃料タンク

に改める。

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第三条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第二号中「第三号まで」の下に「及び第五号」を加え、「同号」を「第三号」に改める。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「及びタイヤ空気圧監視装置」を削り、「十八万七千円」を「十二万五千円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	十八万七千円

別表第一第十二号中「第五号」の下に「、第十一号」を加え、同表第十三号中「第五号」の下に「及び次号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十三の二　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	十二万五千円